

JIS

アルゴン

JIS K 1105 : 2017

(JIMGA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	今井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大野 香代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉品 秀夫	公益社団法人自動車技術会
	小森 亨一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中島 眞理	株式会社ブリヂストン
	中村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野中 玲子	一般社団法人日本化学工業協会
	保倉 明子	東京電機大学
	松永 直樹	拓殖大学
	三浦 安史	石油連盟
	森川 淳子	東京工業大学
	山崎 初美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.3.29 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業・医療ガス協会

(〒105-0012 東京都港区芝大門 2-8-13 サクセス芝大門ビル TEL 03-5425-2255)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 等級	2
5 品質	2
6 試験方法	2
6.1 一般事項	2
6.2 試料の調製	2
6.3 校正用ガス	2
6.4 純度	3
6.5 酸素	3
6.6 窒素	5
6.7 露点	8
7 容器	9
8 表示	9
附属書 A (規定) プラズマ分光分析式窒素分析計	10
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業・医療ガス協会（JIMGA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 1105:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アルゴン

Argon

Ar AW : 39.95

1 適用範囲

この規格は、高圧ガス容器に充填した工業用のアルゴン（液化アルゴン及び圧縮アルゴン）（以下、アルゴンという。）について規定する。

警告 1 液化アルゴンは、大気圧では約 -186 °Cと極めて低温であり、凍傷を防止するために革手袋などの防護具を着用する。

警告 2 液化アルゴンは、常温では容易に、かつ、急速に気化し、体積が約 850 倍に膨張するので、配管及び容器内に液化アルゴンを閉じ込めないようにする。また、液化アルゴンを閉じ込める懸念がある場合には、安全弁又は逃がし弁を設ける。さらに、圧縮アルゴンは、通常、約 15 MPa 又は約 20 MPa の高い圧力に充填された容器で供給されるので、減圧弁を用い、バルブの開閉をゆっくりと行うなど、高圧ガス保安法の消費及び廃棄に関わる規定に従って取り扱う。

警告 3 アルゴンを、閉じ込められた空間などに放出すると、空気中の酸素の濃度が低下し、酸素欠乏症になることがあるので、法令の規定に従って酸素の濃度が 18 %未満に低下しないように、換気その他の措置を講じる。

注記 酸素欠乏症の防止については、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）の規定に基づく酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）に定められている。また、高圧ガスの消費及び廃棄については、高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 24 条の 2～第 25 条に規定されている。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7920 湿度計－試験方法
- JIS B 7983 排ガス中の酸素自動計測器
- JIS C 1302 絶縁抵抗計
- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0055 ガス分析装置校正方法通則
- JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則
- JIS K 0225 希釈ガス及びゼロガス中の微量成分測定方法
- JIS K 0512 水素
- JIS Z 8806 湿度－測定方法